

貿易取引をサポートする
貿易保険のご案内 VII

2022年4月発行



海外投資保険

目 次

内 容	ページ
はじめに	1
海外投資保険の概要	2
1. 保険利用上の注意事項	3
2. 本保険がカバーするリスク	5
3. 付保率(カバー割合)	7
4. 保険期間	8
5. 保険料	8
6. 各種手続	
(1) 保険のお申込み手続	9
【各種手続の一覧表】	12
(2) 保険事故発生からの手続	13
【事故関係手続一覧表】	13
7. 各種オプション・特約	
(1) プレミアム部分の付保	15
(2) 部分損失特約	17
(3) 部分損失のみ特約	18
【部分損失特約・部分損失のみ特約の比較表】	19
(4) 事業拠点等特約	20
(5) 契約違反リスク特約	21
8. よくあるお問い合わせ	22
本保険の相談窓口	23
貿易保険に関するお問い合わせ先	23

～はじめに～

NEXI の「海外投資保険」は、企業が行う海外投資において、以下のようなリスクの発生により、契約当事者である本邦企業が被る損失をてん補(カバー)いたします。

NEXIがこれらのリスクによる損失を引き受けることにより、本邦企業の皆さまは予測出来ない事態を恐れることなく、安心して海外への投資を進めることができます。

非常危険

- 収用、権利侵害
- 戦争、内乱、革命、テロ行為
- 天災、その他投資相手先の責によらない損害
- 為替取引の制限又は禁止

これらの事態発生により…

株主としての権利等が被る損失をてん補(カバー)します

- このパンフレットは、海外投資保険の概要を説明したものです。
詳細な内容については、海外投資保険約款、関連規程をご覧ください。
- 上記の書類は、NEXI ウェブサイト(<https://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードすることができます。

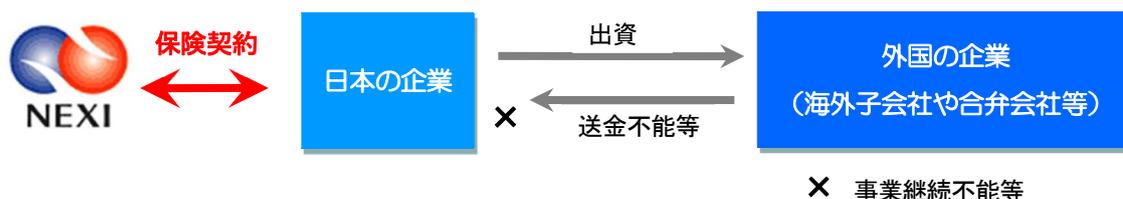
海外投資保険の概要

3つのポイント

- ① 海外で行った投資(出資、株式等の購入、不動産等の購入)が対象です。
- ② 戦争・テロ・天災等の不可抗力や外国政府による収用・権利等侵害に伴うリスクをカバーします。
- ③ 既に出資、取得している資産についても、保険のお申込みが可能です。

対象となる取引形態

- ・ 海外で行った投資(出資、株式等の購入、不動産や権利等の取得)が保険の対象です。
- ・ 不可抗力(戦争・テロ・天災等)による損失や、外国政府による収用、権利等侵害、外貨送金規制による配当金の送金不能等による損失をてん補します。



てん補範囲・付保率

- ・ 本邦からの出資金の送金額または投資先企業の簿価純資産額の持ち分に対して、95%以下または100%の付保率を選択することが可能です。(※契約違反リスク特約を付す場合、原則として95%が上限となります。)
- ・ 原則として非常危険をてん補対象としています。

申込み

- ・ 出資金の送金前、送金後を問わずにお申込みが可能です。
- ・ 保険期間を自由に設定できます。(2~30年、更新可能)

モデル保険料

例: 投資額1億円、付保率95%、株式・元本のみ・「収用・権利侵害」「戦争・不可抗力」の2事由てん補の場合

中国向け(本書発行時国カテゴリー:C) 年間保険料 171,950円 (約0.172%)

(注: 括弧書きの%は、投資額に対する保険料の割合を概算で表したもの)

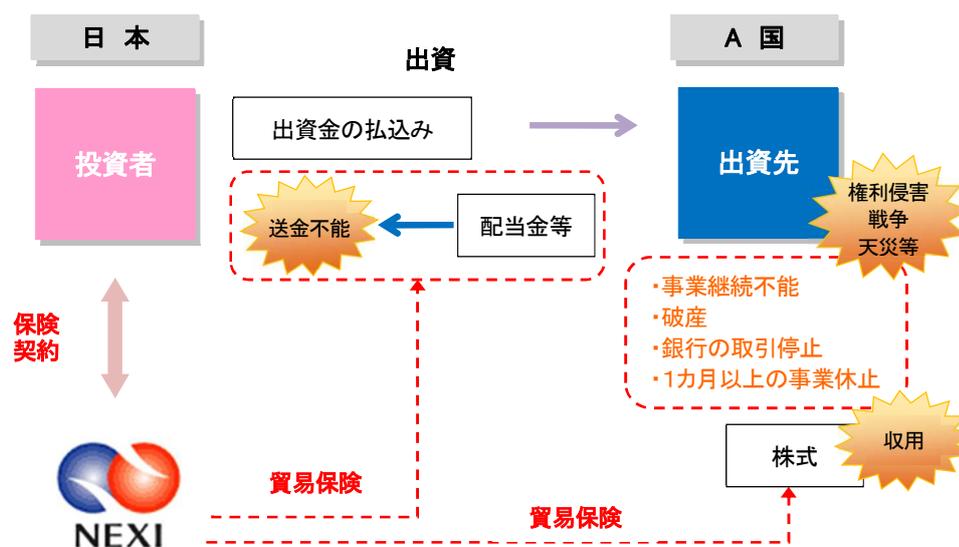
1. 保険利用上の注意事項

本保険は、日本の企業が海外で行った投資(出資等)について、外国政府等によって株主としての権利等が受ける損失をてん補します。(具体的なリスクについては、P.5をご参照ください。)

本保険を利用した場合のイメージについては、以下の図、並びに P.4 をご覧ください。

(1) 出資に対する保険(株式等)

(例) 日本企業による海外子会社設立、海外企業との海外合弁企業設立、海外の既設立企業への出資等



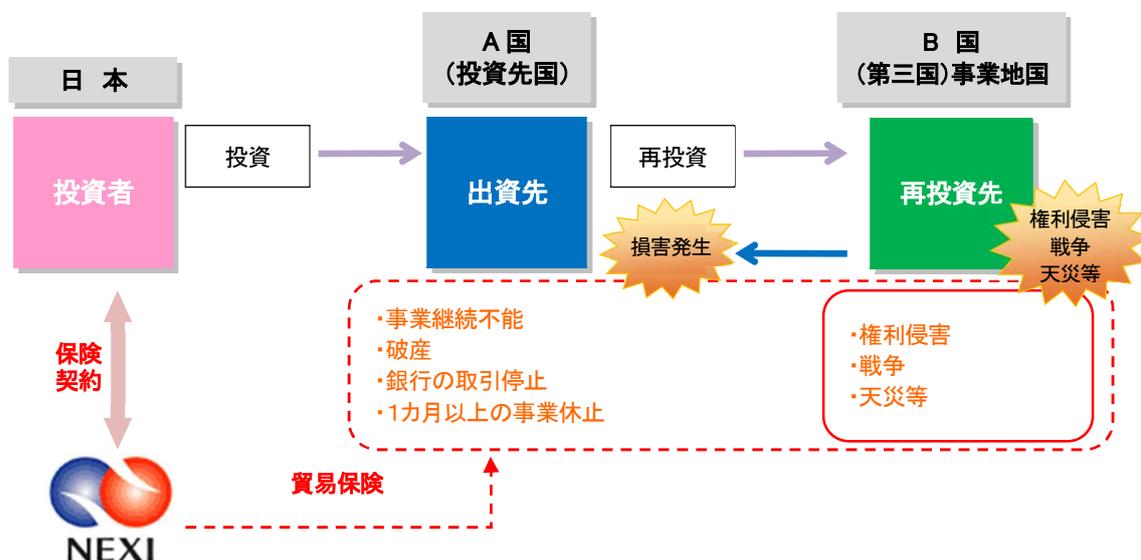
「出資」とは、海外における子会社の設立、外国企業との合弁会社の設立又は既存の外国企業への出資をいいます。

「株式等」とは、株式その他持ち分をいいます。

(2) 投資先企業を通じた再投資に対する保険

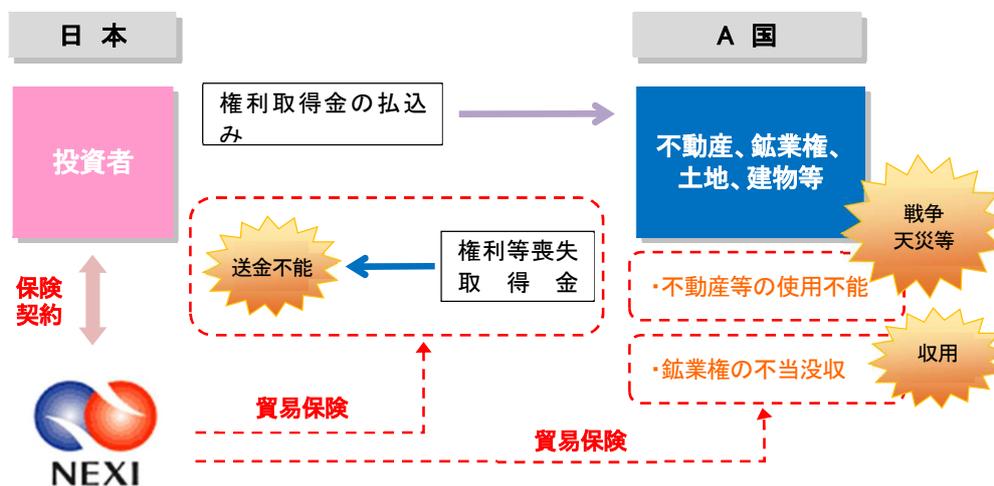
(例) 投資先の企業を通じた第三国向けの再投資(出資または権利の取得)

※ 再投資先企業における事業不能等のリスクのカバーをご希望の場合については、P. 17「部分損失特約」、P. 18「部分損失のみ特約」をご参照ください。



(3) 権利等の取得に対する保険(不動産等)

(例) 日本企業が海外に会社を設立することなく直接事業を行う場合に、その事業に供するために取得した不動産、鉱業権等や外国に持ち込んだ設備等



「権利等の取得」とは、日本の企業が海外で事業を行うため、不動産や設備に関する権利、鉱業権、工業所有権等を取得することをいいます。

2. 本保険がカバーするリスク

本保険がてん補するリスクは、以下の3種類です。お客様の投資形態やリスクに応じて、カバーが必要なリスクを自由に選択することができます。

収用・権利侵害リスク

戦争・不可抗力リスク

送金不能リスク

(1) 収用・権利侵害リスク

収用・権利侵害リスク

【出資の場合】

- ① 投資者が株式や配当金の支払請求権を外国政府(地方公共団体も含む。)により奪われたこと。
- ② 投資先企業が不動産、設備、原材料等に関する権利、鉱業権、工業所有権等の事業の遂行上で特に重要なものを外国政府等により侵害されたこと【※】により、以下のいずれかの状況に陥ったこと。(以下、(ア)～(エ)を「事業不能等」といいます。)

【※】国際法または国内法に照らして違法な行為と同等な行為であることが要件となります。

(ア) 事業の継続不能

(ウ) 銀行による取引停止

(イ) 破産手続開始の決定

(エ) 1カ月以上の事業の休止

なお②には、国際協定や二国間投資協定等に違反する政策が外国政府等によって新たに導入されたことに起因し、事業不能等となったことによる損失を含みます。想定されるケースとしては、以下のようなものがあります。

- A) 外国政府等により、外資企業に対して一定の国産化比率の達成を求める政策が新たに導入された結果、必要な部品の調達ができず投資先企業が事業不能に陥った場合(WTOのTRIM違反措置)。
- B) 投資先国の地方政府により、外資企業のみを対象とする高率な固定資産税が課された結果、これが払えないために事業遂行に必要な財産が差し押さえられ事業継続不能となった場合(内国民待遇違反)。(ただし、当該投資先国と日本との間に投資協定があり、その協定内で内国民待遇違反の規定がある場合に限ります。)

【権利等の取得の場合】

投資者が不動産、設備、原材料等に関する権利、鉱業権、工業所有権等の権利や利益を外国政府等により奪われたこと。

(2) 戦争・不可抗力リスク

戦争リスク

戦争、革命、テロ行為、その他の内乱、暴動または騒乱により、以下の事象が発生した場合の損失をてん補します。

【出資の場合】投資先企業が事業不能等となったこと。

【権利等の取得の場合】不動産等に関する権利等を事業の用に供することができなくなったこと。

不可抗力リスク

地震、洪水等の天災、国連制裁、ゼネラルストライキ等により損害を受けて、以下の事象が発生したことによる損失をてん補します。

【出資の場合】投資先企業が事業不能等となったこと。

【権利等の取得の場合】不動産等に関する権利等を事業の用に供することができなくなったこと。

(3) 送金不能リスク

外国において実施される為替取引の制限等(※)の事由によって、2カ月以上の期間、以下の対象を本邦に送金することができなくなったことによる損失をてん補します。

【出資の場合】株式等の譲渡代金や配当金（「株式等喪失取得金等」といいます。）

【権利等の取得の場合】不動産等の売却代金等（「権利等喪失取得金」といいます。）

(※) 損失の該当となる事由は以下のとおりです。

- イ 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。)の制限又は禁止
- ロ 外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶
- ハ 外国政府等による当該株式等喪失取得金等又は権利等喪失取得金の管理
- ニ 当該株式等喪失取得金等又は権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
- ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による当該株式等喪失取得金等又は権利等喪失取得金の没収

<中間法人を経由した再投資スキームのケース>

保険事故となるのは「本邦への送金」において送金不能が生じた場合ですので、通常は中間会社から本邦への送金のみが対象となりますが、「事業地国からの送金」が「本邦への送金」に紐付いている(※)ことを前提として、事業地国からの送金リスクをカバーすることが可能です。

(※)本邦送金への紐付けが認められる例(送金対象が配当金の場合):

中間会社において「事業会社から配当があった場合には、本邦株主への配当を行う」等の株主総会決議、その他の中間会社の設立準拠法に従った配当に係る社内手続きが行われていること。

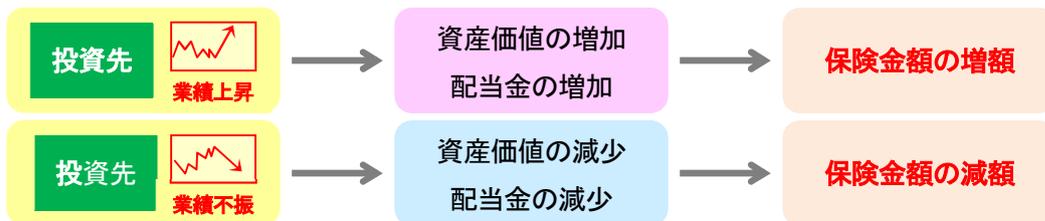
3. 付保率(カバー割合)

本保険の付保率(カバー割合)は、95%以下または 100%を選択することが可能です。(注:契約違反リスク特約を付す場合、原則として 95%が上限となります。)投資額(※)に付保率を乗じて算出したものを「保険金額」といい、お客様が損失を受けた場合に、この「保険金額」が保険契約上でお支払いできる最高限度額となります。

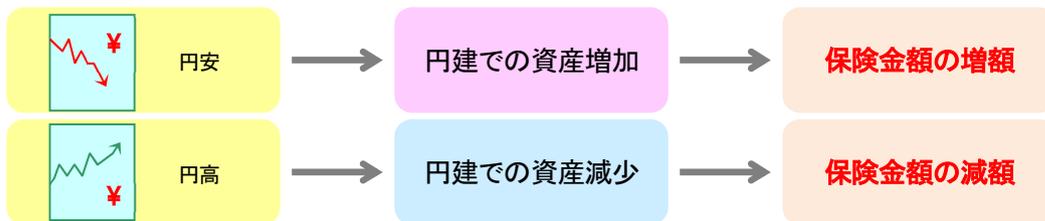
※投資額: 投資先企業への出資送金額または投資先企業の簿価純資産額のうち保険を申込みされるお客様の持ち分等
(プレミアム(=のれん)付きで取得した株式等についてはプレミアムを含めることができます(「7. 各種オプション・特約」ご参照))

投資額	付保率			
投資先企業への出資送金額等、 株式等の額面金額又は直近の簿価純資産額(円換算額)	95%以下	×	or	= 保険金額
	100%(注)			

保険契約期間中は、1年ごとに1年分の保険料(年払保険料)をお支払いいただくこととなりますが、1年に1回保険料支払い時に、保険金額の変更が可能です。企業の純資産価値又は配当金見込みの実績に合わせて、投資先企業の業績が上昇しているときには保険金額を増額し、業績が不振にあるときは保険金額を減額することができます。保険金額の変更にあたっては、投資先企業の財務諸表の提出が必要です。



保険契約期間中は、5%以上の為替レートの変動があった場合、1年に1回保険料支払い時に、保険金額の変更が可能です。

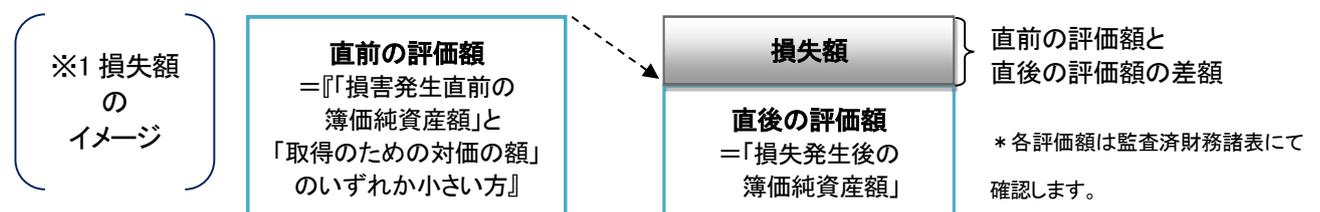


保険事故時の支払保険金額計算方法

本保険の対象となっている投資額のうち、保険事故発生によりお客様が被った損失額(※1)にてん補率を掛けた額が支払保険金額となります。

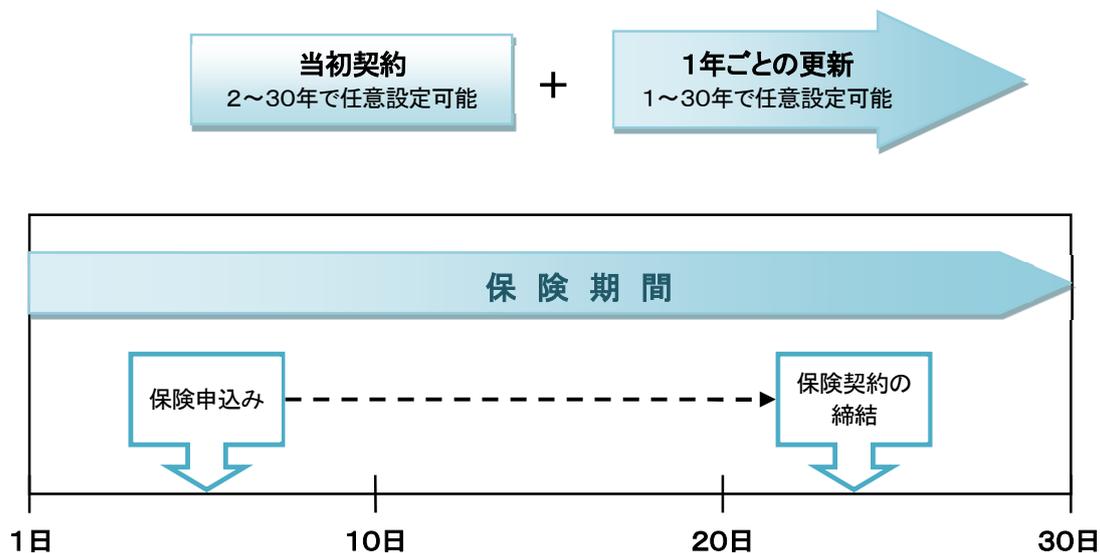
$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \text{てん補率(95\%)} \times 2 \leq \text{保険金額}$$

※2 付保率 95%以下の場合 はてん補率 95%、付保率 100%の場合 はてん補率 100%となります。



4. 保険期間

保険期間は、当初契約の場合は最短2年、最長30年の範囲内でお客様の事業計画に応じて自由に設定できます。また、当初の保険契約期間が満期を迎えた際には1年(最長で30年)ごとの更新ができます。保険期間の開始日は、保険契約を締結した月の1日です。原則として保険期間中は保険契約を解除することはできません。



5. 保険料

保険料は、投資する国のカテゴリーやカバーする内容(投資元本のみ、投資元本+株式配当)によって異なります。保険契約期間中は、1年ごとに1年分の保険料(年払保険料)をお支払いいただくことになります。

保険料の算出式は次のとおりです。

$$\underbrace{\text{投資額} \times \text{付保率}(95\% \text{以下 or } 100\% (\text{※1}))}_{\text{(保険金額)}} \times \text{保険料率}(\text{※2}) = \text{年間保険料}$$

※1 契約違反リスク特約を付す場合、原則として95%が上限となります。

※2 保険料率は、基本料率に各種の割増を加算したものです。基本料率は各対象国・地域における危険度の判断に基づき、OECDの加盟国の間で分類されたカテゴリーに基づいて決められています。(基本料率の詳細については、折り込みの別表をご覧ください。)

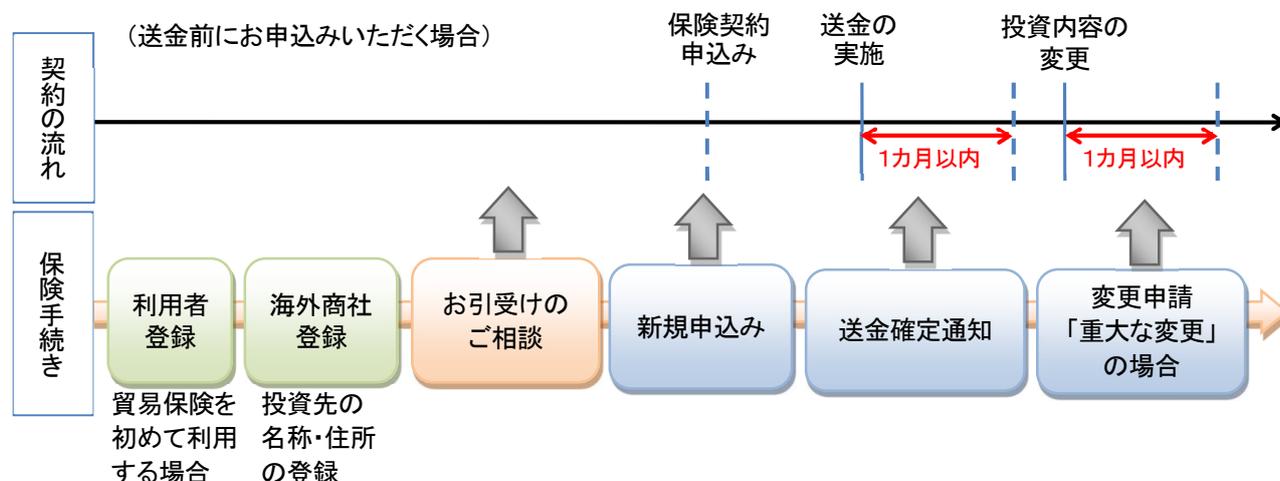
【割増保険料】

契約違反リスク特約:基本保険料率+0.2%(年率)

事業拠点等特約:基本保険料率+0.1%(年率)

6. 各種お手続き

(1) 保険のお申込み手続き



① 投資先の「海外商社登録」

初めて付保する投資先企業の場合は、投資先企業の名称と住所を海外商社名簿に登録します。新規保険申込時に併せて登録することも可能です。(投資先企業の格付は、PU 格(信用状態が不明なもの)でも差し支えありません。)

② お引受の相談

保険のお引受にあたっては、ご投資の内容やご希望のカバー内容につき、個別に審査を行った上で、お引受の可否、範囲について決定をいたします。案件のリスクや事業内容により、ご希望通りのお引受が行えない場合もありますので、ご注意ください。

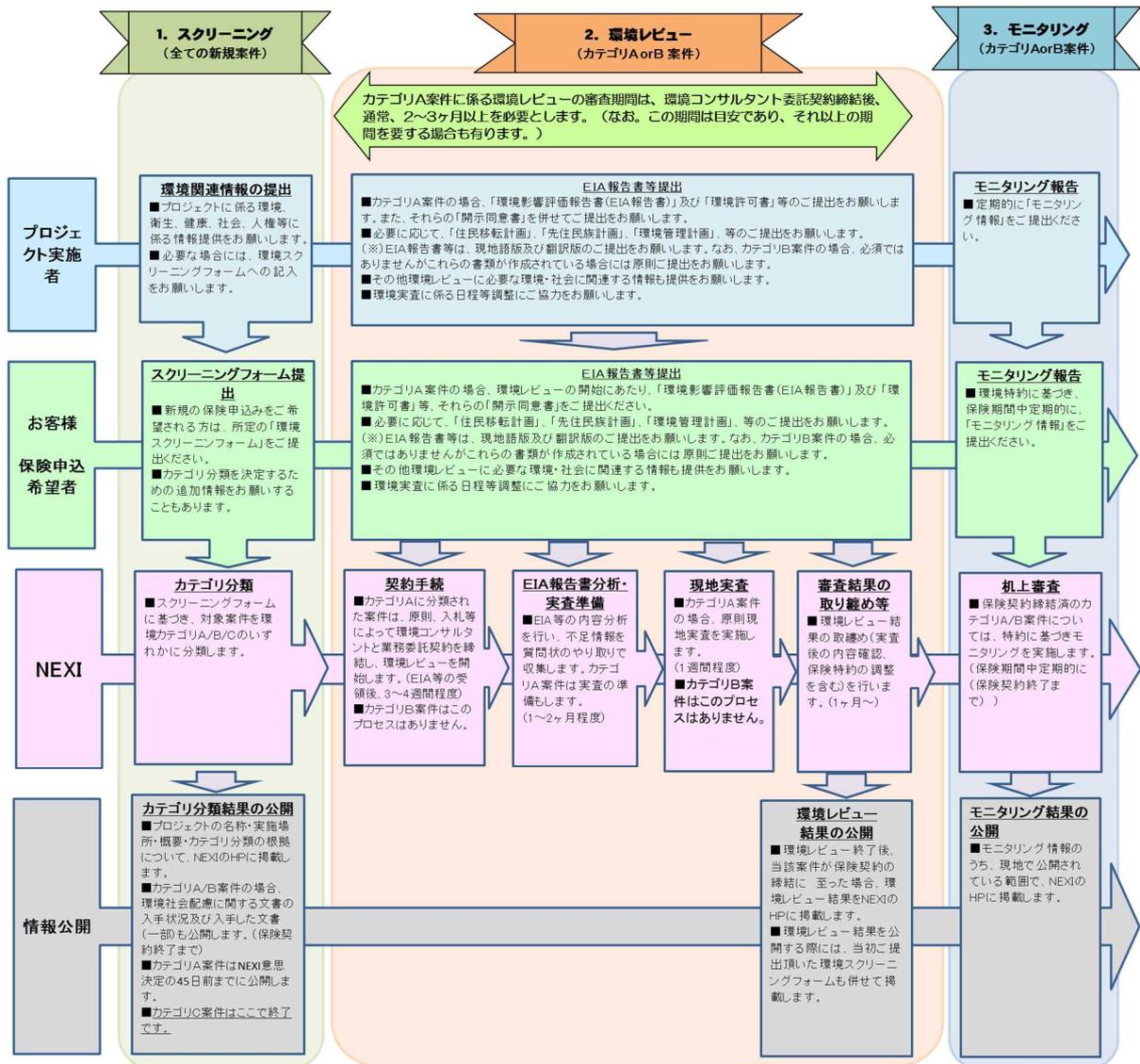
新規で保険のお引受をする場合は、案件のリスク審査に先立ち、環境社会配慮の確認を行います。

<環境社会配慮の確認とは>

NEXI は、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」に基づき、保険契約の対象となるプロジェクトに対して、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか、確認を行っています(以下、「環境審査手続」)。

環境社会配慮の確認(=環境審査)手続きの流れは次ページのとおりです。

NEXIの環境審査手続の流れ

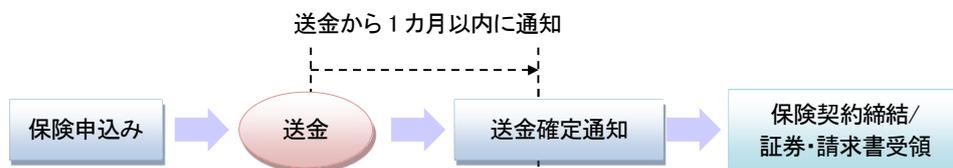


③ 新規保険申込み

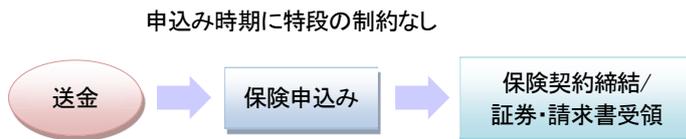
本保険の保険契約申込みに関して3種類の手続きがあります。内諾書を発行しない場合は、お申込みの特段の期限はありません。①または②のとおりお手続きください。なお、内諾書を発行した場合には、内諾有効期間内にお申込みください。

なお、保険申込手続きは、申込書類への捺印・書類郵送に代えて、電子申請による手続きも可能です。詳細はNEXIウェブサイトの「貿易保険のお手続き」からご確認ください。

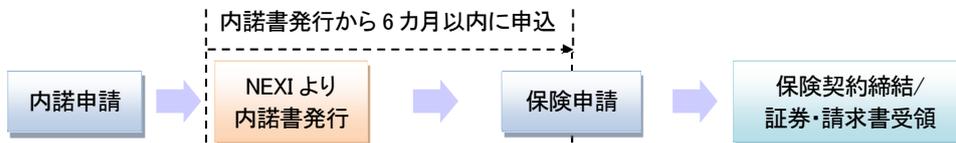
① 送金前の申込み



② 送金後の申込み



③ 内諾申請を行う場合



〔必要書類〕

① 内諾申請書(内諾申請を行う場合のみ)

② 「海外投資(株式等)保険申込書」または「海外投資(不動産等)保険申込書」

付帯する特約に応じた申請書(「部分損失特約申請書」、「事業拠点等特約申請書」等)

(※)保険契約に関しご提供頂いた情報の再保険会社等への提供について、日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」

③ 当該投資が実行されたことを証する書類

現金を送金した場合	✓ 送金事務を取扱った銀行等が発行する送金証明
現物投資をした場合	✓ 輸出承認証、船積書類及び購入契約書 ✓ 当該現物投資に係る価額を証する書類及び会計帳簿
簿価純資産額で取得のための対価の額を設定する場合	✓ 出資先企業の直近の財務諸表(※) (※)原則公認会計士又はこれに準ずる者が保証したものを提出いただきますが、NEXI が認めた場合には未監査財務諸表によるお申込みも可能です。

④ 環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム(内諾申請済みの場合は不要)

⑤ 贈賄防止に係る誓約及び申告書

なお、以下の書類は、保険申込時の提出は不要ですが保管義務の対象となりますのでご注意ください。

➤ 投資先企業の定款・投資契約書(株式売買契約書、合併契約書等)

(※)増資の場合は、当該増資を決めた株主総会の議事録及び増資決議書

➤ 投資先国政府の投資許可証(許可を受けた場合)

※ 案件の内容によっては、上記以外にも資料の提出をお願いする場合があります。

※ 上記書類等が日本語または英語以外で記載されている場合には、NEXI の指示に従い当該書類の主要部分を日本語に翻訳したものを添付してください。

④ 重大な変更

保険契約の締結後に、お客様が海外投資の内容を変更した場合、その変更内容が重大な変更該当する場合には、当該重大な変更等の日から1カ月以内、かつ保険期間内に NEXI に通知いただき、NEXI の承認を受けなければなりません。なお、通知がなされなかった場合には、保険契約が失効することがありますのでご注意ください。

【出資の場合】

- ① 投資先の外国法人等の変更
- ② 投資先の国や事業を行う国の変更
- ③ 投資先の外国法人等の事業内容の変更
- ④ 投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更(契約違反リスク特約を付保する場合のみ)

【権利等の取得の場合】

- ① 投資先の国や事業を行う国の変更
- ② 取得した権利等の内容の変更

⑤ 保険期間満了に伴う再申込みについて

現在契約している保険期間が満了となる日の原則2カ月前までに申込みを行ってください。(例:8月31日が満期の場合、6月30日以前にお申込みが必要です。)

なお、一部エビデンスの確認に時間を要する等、何らかやむを得ないご事情がある場合は、当該申込みの期限までに日本貿易保険までご連絡をいただいた上で、申込書の提出期限を期間満了日の1カ月前までとすることが可能ですので、そのような場合はお早めにご相談ください。

【必要書類(出資の場合の例)】

- ① 海外投資(株式等)保険申込書(既存の保険契約と同じ保険種)
- ② 投資先企業の直近の財務諸表(簿価純資産額で投資(取得のための対価)額を設定する場合)
 - ※ 期間満了に伴う再申込みにあたっては「贈賄防止に係る誓約及び申告書」は不要です。
 - ※ 同様に「環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム」は原則不要ですが、案件の規模が大きい等の理由により、ご提出をお願いする場合がございます。

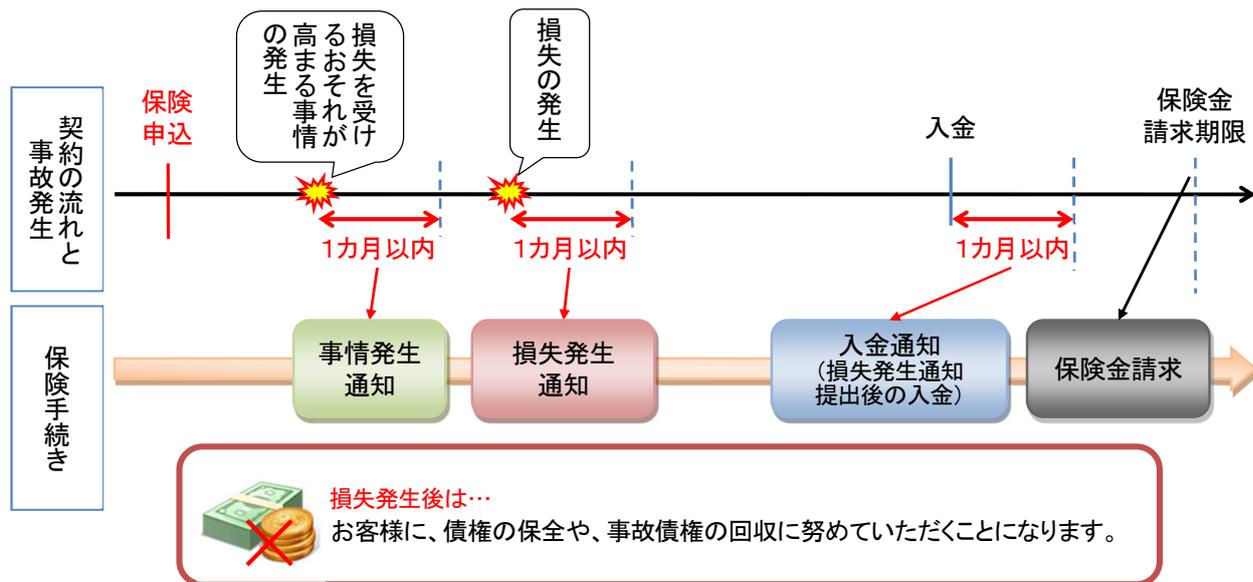
【各種手続の一覧表】

Web

Web サービスでお手続きできます

	手続き種類	手続き期限	注意事項
各種手続	内諾申請	内諾を取得して保険のご利用を検討される場合には、お早めにご相談下さい。	内諾の有効期間は6カ月です。
	保険利用者・Webユーザー登録 	保険申込予定日前、早めのお手続きをお願いいたします。	貿易保険を初めてご利用になる場合に必要です。
	海外商社登録 	保険申込予定日前、早めのお手続きをお願いいたします。	初めて付保する投資先の場合は、投資先の「海外商社登録」手続きが必要です。(既に登録済みであれば、手続き不要です。)
	保険申込み	申込み時期に特段の制約はありません。	内諾書がある場合は、 内諾有効期間内 にお申込みください。
	重大な変更の通知等	変更の生じた日から 1カ月以内かつ保険期間内	通知がなされなかった場合保険が失効する場合があります。
	期間満了に伴う再申込み	現在契約している 保険期間が満了となる日の原則2カ月前 まで	贈賄防止に係る誓約及び申告書及び環境社会配慮のためのスクリーニングフォームは不要です。

(2) 保険事故発生からの手続



① 事情発生のお知らせ

損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った場合は、その日から1カ月以内に「事情発生通知書」をご提出ください。通知が必要な事象は P.14 をご参照ください。

② 損失発生のお知らせ

損失発生を知ったときは、損失の発生日から1カ月以内に「損失発生通知書」をご提出ください。

③ 入金のお知らせ

損失発生通知書のご提出後、保険金のご請求までに、当該通知書に係る金額について入金があった場合には、入金のあった日から1カ月以内かつ保険金請求前に入金通知をご提出ください。

④ 保険金請求と保険金の支払い

「損失発生通知書」提出日以降、契約書等の保険金請求に必要な書類と共に「保険金請求書」を提出いただいた後、原則2カ月以内に保険金をお支払いします。保険事故の事由により保険金請求書の提出時期が異なりますので、詳しくは損失等発生通知書の提出時にご説明いたします。

保険金の請求期間は、損失発生通知書のご提出以降、下表の起算日から原則9カ月以内です。正当な理由によりお客様が請求期間内に保険金を請求できない場合には、保険金請求の猶予期間の設定ができます。

株式等・株式等喪失取得金等	損失の発生日以降
配当金請求権	支払期日以降

【事故関係手続一覧表】

	手続の種類	手続の期限	注意事項
事故関係手続	事情発生通知	損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日から 1カ月以内	提出されない場合、保険金請求ができませんので、ご注意ください。
	損失発生通知	損失発生を知った日から 1カ月以内	
	入金通知	入金日から 1カ月以内	
	保険金請求	損失発生通知後 損失発生日等から 9カ月以内	期限内に請求又は請求期間の猶予申請を行わないと失効となります。
	回収金通知	回収日から 1カ月以内	通知が遅れると、違約金が発生する場合がありますので、ご注意ください。

【事情発生通知： 損失を受けるおそれが高まる事情の発生】

【出資の場合】

【株式等に係る損失を受けるおそれ】

1. 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害を受けたこと
2. 被保険投資の相手方が約款(株式)第2条第1項第3号(自然災害、経済制裁、ゼネラルストライキ等)で定める事由により損害を受けたこと
3. 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと

【配当金請求権に係る損失を受けるおそれ】

1. 支払期日前において、株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと
2. 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと
3. 被保険投資の相手方が約款(株式)第2条第1項第3号(自然災害、経済制裁、ゼネラルストライキ等)で定める事由により損害を受けたこと
4. 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
5. 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
6. 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
7. 支払期日前における被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定

【株式等喪失取得金等に係る損失を受けるおそれ】

1. 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
2. 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
3. 外国政府等による株式等喪失取得金等の没収(約款第2条第1項第5号イからニまでに掲げる事由(戦争、革命又はテロ行為、為替取引の制限等)の発生後に生じたものに限る。)

【権利等の取得の場合】

【不動産に関する権利等に係る損失を受けるおそれ】

1. 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により不動産に関する権利等について損害を受けたこと
2. 約款(不動産)第2条第3号(自然災害、経済制裁、ゼネラルストライキ等)で定める事由により不動産に関する権利について損害を受けたこと

【不動産に関する権利等の喪失により取得した金額(非常事事故事由によるものを除く。)に係る損失を受けるおそれ】

1. 外国政府等による権利等喪失取得金の管理
2. 権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
3. 外国政府等による取得金等の没収(約款第2条第4号イからニまでに掲げる事由(戦争、革命又はテロ行為、為替取引の制限等)の発生後に生じたものに限る。)

「プレミアム」部分を付保対象とした場合の具体的な損失額計算、保険金請求額計算は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \{ [\text{事故直前の投資先企業の簿価純資産額(持ち分)} \text{と元本にかかる取得のための対価の額のうち、いずれか少ない金額} - \text{事故直後の投資先企業の簿価純資産額(持ち分)の残存価値}] \\ & + [\text{事故直前のプレミアム相当額とプレミアム相当額にかかる取得のための対価の額のうち、いずれか少ない金額} - \text{事故直後のプレミアム相当額}] \} \times 95\% (\text{てん補率}(\ast)) \\ & = \text{保険金(ただし、証券上の保険金額を上限とする。)} \end{aligned}$$

※付保率 95%以下の場合 はてん補率 95%、付保率 100%の場合 はてん補率 100%となります。

【プレミアム相当額の設定】

保険の対象となるプレミアム相当額については、保険年度単位において見直しが可能であり、見直しを行わない限りは保険設計上のプレミアム相当額は減少しません。そのため、保険のお申込み当初よりプレミアムの償却が行われない場合は、特段のお手続きは不要です。

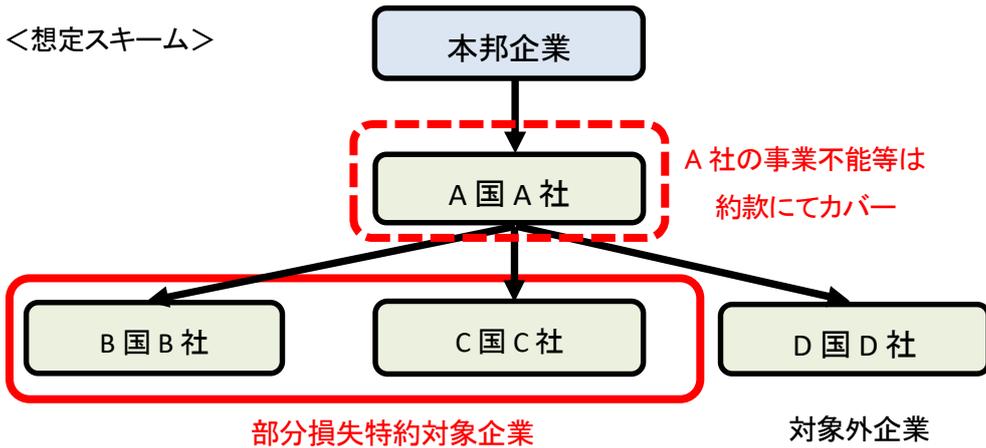
なお、プレミアム相当額の見直しを希望される場合は、毎年の応当日の1カ月前までに手続きが必要です。申請書をプレミアムの額を示すエビデンスとともにご提出ください。

(2) 部分損失特約

本保険の対象となる「投資先企業」とは、基本的には日本からの直接投資(出資)先企業を指しますが、昨今は投資形態の多様化に伴い、自社の海外法人や投資事業会社から、同一国内または第三国に再投資を行う投資形態が増加してきました。これら海外の投資拠点から、複数の再投資先に事業展開される場合に、一部の再投資先企業における事業不能等のリスクについても本保険のカバーの対象とする場合に選択いただくのが「部分損失特約」です。

【概念図】

<想定スキーム>



<カバー範囲:黄色部分>

A社 B/S	
資産	負債
(B社株式) 特約カバー	純資産 約款カバー
(C社株式) 特約カバー	
(D社株式) (カバー対象外)	

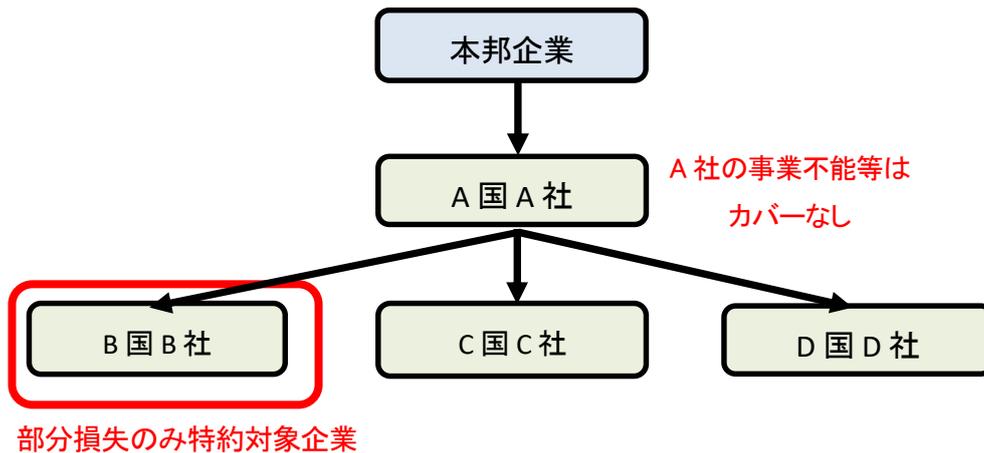
- ・B社、C社の各社に事業不能等が発生した際に、A社BS上に計上されている各社の株式評価額毀損部分をカバー
- ・A社に事業不能等が発生した際は、A社の簿価純資産額持分の毀損部分をカバー

(3) 部分損失のみ特約

海外の投資拠点から、複数の再投資先に事業展開される場合に、特定の再投資先企業における事業不能等のリスクについてのみ本保険のカバーの対象とする場合に選択いただくのが「部分損失のみ特約」です。

【概念図】

<想定スキーム>



<カバー範囲:黄色部分>

A社B/S

資産	負債
(B社株式) 特約カバー	
(C社株式)	
(D社株式)	
	純資産

・B社に事業不能等が発生した際に、A社BS上に計上されているB社の株式評価額毀損部分をカバー
※A社の事業不能等による損失はカバー対象外

【部分損失特約・部分損失のみ特約の比較表】

		部分損失特約	部分損失のみ特約
保険対象	投資先国事由	○	×
	再投資国事由	○	○
保険金額		取得のための対価の額×付保率	投資先企業の財務諸表等における特約対象企業の株式等の評価額×付保率 ※特約対象企業毎に設定
損失額		①【投資先企業にかかるもの】 投資先企業の財務諸表等における純資産額のうち、被保険者持ち分の毀損額 ②【再投資先企業にかかるもの】 投資先企業の財務諸表等の資産の部に於ける再投資先企業の株式等の毀損額	①【投資先企業にかかるもの】 －（カバー対象外） ②【再投資先企業にかかるもの】 投資先企業の財務諸表等における特約対象企業の株式等の毀損額と取得のための対価の額のうちいずれか小さい金額
てん補責任金額		損失額×てん補率 ※上限は保険金額	損失額×てん補率 ※上限は、特約対象企業毎の保険金額
保険料		以下①・②の合計額 ①【投資先企業にかかるもの】 保険金額（除く特約部分の被保険者持分） ×投資先企業所在国の料率 ②【再投資先企業にかかるもの】 特約対象企業の保険金額×投資先企業所在国又は再投資先企業所在国の料率のいずれか高い方 ※特約対象企業が複数存在する場合には、企業毎の保険料を合計	①【投資先企業にかかるもの】 －（対象外） ②【再投資先企業にかかるもの】 特約対象企業の保険金額×特約対象企業所在国の料率 ※特約対象企業が複数存在する場合には、企業毎の保険料の合計額
付保のタイミング （送金を伴う場合）		投資先企業への送金後（出資持分の取得後）	特約対象企業への送金後（出資持分の取得後）

(4)事業拠点等特約

本保険では、戦争・テロや天災等によって投資先企業が事業不能等に陥った場合に限り、保険金をお支払いいたします。そのため、投資先企業が有する複数の事業拠点のうち1つの事業拠点が事業不能等となったとしても、投資先企業が事業を継続している場合は、保険金支払の対象とはなりません。

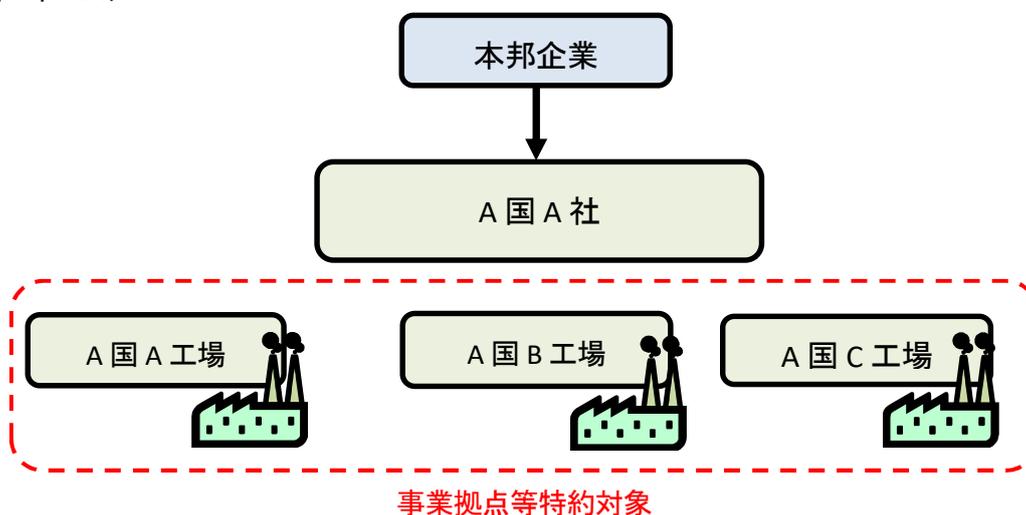
「事業拠点等特約」を付けることにより、投資先企業全体が事業不能等とならない場合であっても、事業拠点等の単位で権利侵害・戦争等・天災等による事業不能等が発生した場合の損失をカバーすることができます。事業拠点等が複数ある場合には、カバーの対象とする事業拠点等を自由にお選びいただくことができます。

なお、再投資企業の事業拠点等において権利侵害・戦争等・天災等による事業不能等が発生した場合の損失をカバーすることも可能です。その場合は、部分損失特約とあわせてご利用いただけます。

投資先企業の事業拠点を本特約にてカバーする場合、お支払いできる保険金の上限は、保険契約上の保険金額となります。

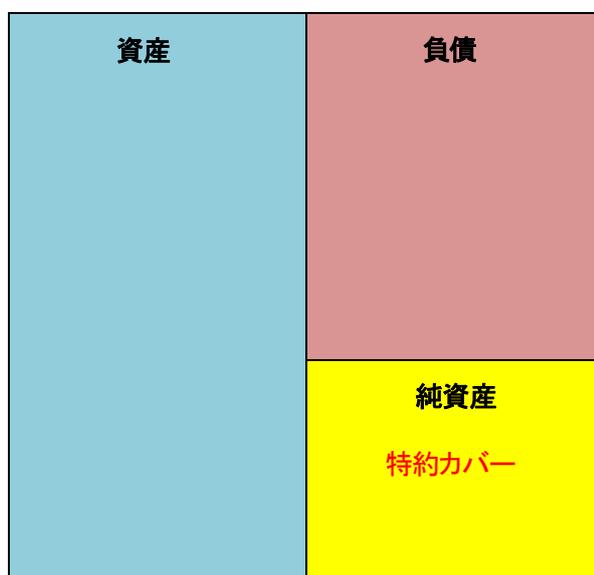
【概念図】

<想定スキーム>



<カバー範囲:黄色部分>

各工場 B/S



① 適用の条件

「海外投資保険(株式等)」をご利用の場合であって、事業拠点等ごとの損失を算定することが可能な場合に限って、本特約を付すことが可能です。保険のお申込みの際に、本条件を満たしていることの事前確認を行います。

【適用条件の具体例】

- 事業拠点別にB/S等が作成されている場合
- 経理台帳等で、事業拠点ごとの資産が区分経理されている場合

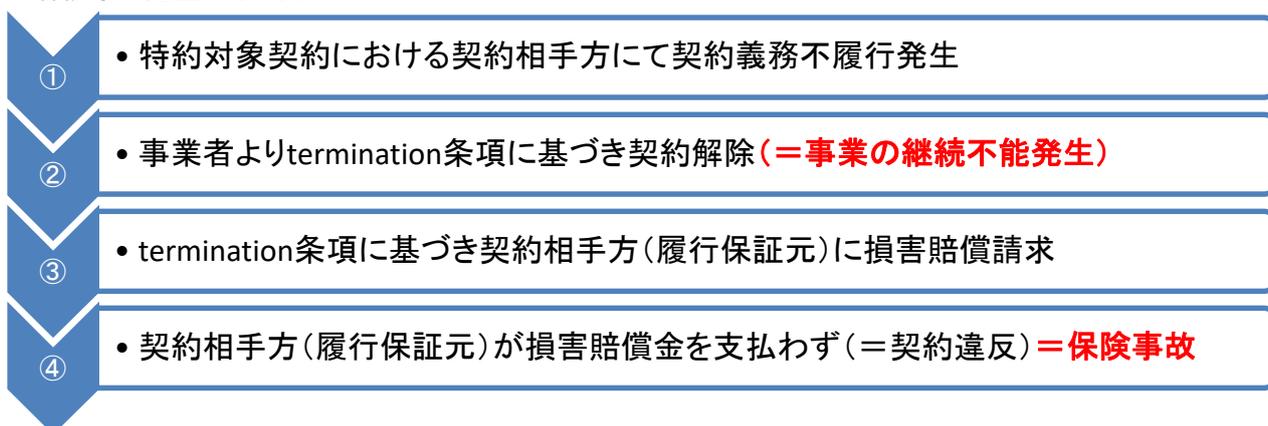
② 保険料

本特約を適用する場合、基本保険料率に年率0.1%の割増がかかります。

(5) 契約違反リスク特約

外国政府等との間で結んだ契約【※】について、契約相手方事由による契約解除時の損害賠償請求権に対する不払いリスクをカバーする特約です。(【※】例えば、発電事業案件における電力購入契約(PPA))

<保険事故発生までの流れ>



<特約付帯に際し必要な充足要件>

- ✓ 契約相手方が国営企業の場合、原則中央政府もしくは財務省による政府保証が必要となります。
- ✓ 対象となる契約は契約上の不履行の責任を法的に金銭損害賠償の形で追及できるものに限りです。

8. よくあるお問い合わせ

Q1. 海外に工場を造りましたが、事業がうまくいかず撤退することになりました。
このような投資損失は対象になりますか？

A1. この保険は、投資国の戦争・災害等や投資国政府の投資協定違反等の明らかなカントリーリスクを直接的な原因として投資先企業が事業不能等に陥った場合の損失のみがてん補されます。従いまして、お客様の経営判断による事業撤退はてん補されません。

Q2. 海外のパートナー（民間企業）と合併事業を立ち上げましたが、パートナーに資産を持ち逃げされました。このような場合の損失は、保険金支払いの対象となりますか？

A2. この保険は、投資国の戦争・災害等や投資国政府の投資協定違反等の明らかなカントリーリスクを直接的な原因として投資先企業が事業不能等に陥った場合の損失のみがてん補されます。ご質問のような合併事業のパートナーリスクは対象としておりません。

Q3. 自然災害により現地工場の設備が被害を受けました。事業は継続していますが、
工場設備の損害について、保険金の請求をおこなうことはできますか？

A3. この保険は、自然災害により投資先企業が損害を受け、事業が1カ月以上休止した場合または撤退を余儀なくされた場合に、お客様が被る損失を対象としております。よって、投資先企業が事業を継続している状態で工場設備に発生した損害については、本保険ではカバーしておりません。

Q4. 事業を立ち上げた時に、この保険を10年間で申込み、今、4年が経過したところです。事業も軌道に
乗り、投資国のカントリーリスクも少ないと思うので、来年度以降の保険をキャンセルすることは可能ですか？

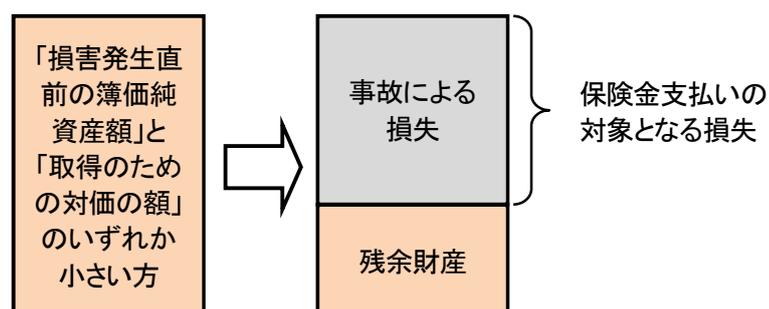
A4. 事業撤退や保険事故発生以外の理由では、保険の途中キャンセルはできません。ご質問のケースのように、途中で保険の利用を見直しされる可能性がある場合は、まずは最短期間(2年間)でお申込みいただき、更新していくことをお勧めいたします。

Q5. 戦争により投資先企業が損害を受け、1月以上の事業休止が発生しました。保険金請求の対象損失額は、どのように計算したらよいでしょうか？

A5. 投資先の事故発生の直前【※】・直後の評価額を比較し、純資産額の差額を損失額とします。（合併事業の場合は、当該損失額のうち、お客様の投資額相当の額）

【※】「損害発生直前の簿価純資産額」と「取得のための対価の額」のいずれか小さい方

（保険金支払いの対象となる損失額のイメージ）



本保険の相談窓口

受付時間: 月～金曜日、9時～12時、13時～17時30分
(祝祭日・年末年始を除く)

お問い合わせ内容	お問い合わせ窓口	
保険利用者コード登録	本店 営業第一部 お客様総相談窓口 TEL 0120-671-094(通話料無料) TEL 03-3512-7563 FAX 03-3512-7679	大阪支店 営業グループ TEL 0120-649-818(通話料無料) TEL 06-6233-4018 FAX 06-6233-4001
海外商社(バイヤー)登録の有無の照会・登録申請	本店 審査部 与信管理グループ	TEL 0120-676-094(通話料無料) TEL 03-3512-7684 FAX 03-3512-7626
個別案件のご相談・内諾申請	本店 営業第一部 投資保険第一グループ 投資保険第二グループ	TEL 03-3512-7668 TEL 03-3512-7600 FAX 03-3512-7687
海外投資保険申込書	本店 営業第一部 投資保険第一グループ 投資保険第二グループ	TEL 03-3512-7668 TEL 03-3512-7600 FAX 03-3512-7687

貿易保険に関するお問い合わせ先

受付時間: 月～金曜日、9時～12時、13時～17時30分
(祝祭日・年末年始を除く)

提出書類	相談窓口	
貿易保険全般について	本店 営業第一部 お客様相談窓口 TEL 0120-671-094(通話料無料) FAX 03-3512-7679	大阪支店 お客様相談窓口 TEL 0120-649-818(通話料無料) FAX 06-6233-4001
損失等発生通知/保険金請求書	本店 債権業務部 査定グループ	TEL 0120-673-094(通話料無料) TEL 03-3512-7663 FAX 03-3512-7676
回収関係書類	本店 債権業務部 回収グループ	TEL 0120-673-094(通話料無料) TEL 03-3512-7658 FAX 03-3512-7676

【NEXI 事務所所在地】

<本店>

〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1
千代田ファーストビル東館 5階



<大阪支店>

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 3-1-22
あいおいニッセイ同和損保 淀屋橋ビル 8階



発行：株式会社 日本貿易保険



2022年4月